

陳情 第63号

受付 平成30年 4月19日

付託 平成30年 6月 7日

## 責任ある市議会の構築を求める陳情

### ・陳情趣旨

地方自治法第96条には議会の議決事件として、条例を設け又は改廃することや法令に基づく議会の権限に属する事項の議決について定め、同法第109条2項は請願等を審査するとして、議会に対し審査義務を明示している。今般、取手市議会基本条例第5条3項、請願（請願の例により処理する陳情を含む、以下「請願等」という。）を改正し、前段で示した、第96条の範囲だとしても、第109条2項の審査義務も議会の権限内であって、基本条例の政策提言としてのとの文言に含まれる市民の声である陳情は政策提言ではないとする議員等の心の肌寒い姿として、会議規則第145条“特”にと言葉を変え、議長がとしているが事実行為として、議長に判断できますか。議会運営委員会の判断が事実ではないですか。又、基本条例第7条2項、本会議での一問一答方式を一括方式で、だらだらと一方的にしゃべり、自己満足の方法を議長の許可を理由にできるとした、その理由に“補足答弁者が即答できない”“より市民に分かりやすい、一般質問にする”としているが基本条例作成時に気付かなかったのですか。今更、公務員や市民に責任転嫁する前に議員等の質問術の低さに、なぜ気付けないのでしょうか。

せみの一生のうち、人間の前で鳴き続けるには土中に約7年、羽が生えて鳴き続けられるのは約一週間といわれます。議会の任期は4年です。せみのように議員等は市民の声を聞き、そして政策として完成させ、市民に届く、政治家になって下さい。

永い間、私の意見を審査していただいたこと、感謝をし、陳情の潮時かと最後に本陳情を提出します。

### ・陳情事項

私もせみのように与えられた命の限り、生きたいと考えております。取手市議会議員も市民の代表として言葉や行動を示してください。

以上、陳情する。

平成30年4月19日

陳情者

住所 取手市米ノ井 126-38

氏名 坂巻 弘始

取手市議会議長 殿